

平成 28 年

南三陸町議会会議録

第 7 回定例会 9 月 6 日 開 会
9 月 21 日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 28 年 9 月 8 日（木曜日）

第 7 回南三陸町議会定例会会議録

（第 3 日目）

平成28年9月8日（木曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町 長	最知	明 広 君

会計管理者兼出納室長	芳賀俊幸君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀浦現利君
管財課長	仲村孝二君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	三浦浩君
環境対策課長	小山雅彦君
産業振興課長	高橋一清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐久間三津也君
建設課長	三浦孝君
建設課技術参事 (漁港・漁集事業担当)	宮里憲一君
危機管理課長	佐藤修一君
復興事業推進課長	糟谷克吉君
復興市街地整備課長	小原田満男君
上下水道事業所長	及川明君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部修治君
南三陸病院事務長	佐々木三郎君
総務課長補佐	大森隆市君
総務課主幹兼財政係長	佐々木一之君
教育委員会部局	
教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	菅原義明君
生涯学習課長	阿部明広君
監査委員会部局	
代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	佐藤孝志君
選挙管理委員会部局	

書記長 三浦清隆君
農業委員会部局
事務局長 佐久間三津也君

事務局職員出席者

事務局長 佐藤孝志
総務係長 畠山貴博
兼議事調査係長

議事日程 第3号

平成28年9月8日(木曜日) 午前10時00分 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第122号 普通財産の貸付けについて
- 第3 議案第123号 工事請負契約の締結について
- 第4 議案第124号 工事請負契約の締結について
- 第5 議案第125号 工事請負契約の締結について
- 第6 議案第126号 工事請負契約の締結について
- 第7 議案第127号 町道路線の変更について
- 第8 議案第128号 財産の取得について
- 第9 議案第129号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更について
- 第10 議案第130号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第11 議案第131号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
- 第12 議案第132号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
- 第13 議案第133号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について
- 第14 議案第134号 教育委員会教育長の任命について
- 第15 議案第135号 平成28年度南三陸町一般会計補正予算(第2号)
- 第16 議案第136号 平成28年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第17 議案第137号 平成28年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

第18 議案第138号 平成28年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第1号）

第19 議案第139号 平成28年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで

午前9時59分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。定例会3日目です。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、4番小野寺久幸君、5番村岡賢一君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 議案第122号 普通財産の貸付けについて

○議長（星 喜美男君） 日程第2、議案第122号普通財産の貸付けについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第122号普通財産の貸付けについてご説明申し上げます。

本案は、一般国道45号南三陸道路志津川歌津間の工事に伴う町有地の使用貸借について、国より協議があり、町として当該町有地を工事期間中、無償にて貸し付けしたいため、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） おはようございます。

それでは、議案第122号の細部説明をさせていただきます。

ご審議いただく議案の内容につきましては、町有地の無償貸し付けでございます。貸し付けの相手方は国、貸付期間は議決のあった日より平成30年3月31日までの間でございます。貸し付けを予定しています土地は、志津川字立沢124番1、山林で16万2,157平米のうち1万3050.73平方メートル、約3,950坪。同じく、志津川字蛇王248番1、山林59万862平米のうち1390.58平方メートル、約420坪でございます。

位置関係につきましては、議案参考資料の14ページをごらんください。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくご審議をいただけますようお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1 番後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） 土地の貸し付けということですが、参考資料のほうなんですけど、確認というか、資料の見方をちょっと教えていただきたいんですけども、黄色い色がついているところが町有地である全体の広さで、赤く枠で抜いてあるところが貸し付けの対象の土地ということだと推測しますが、それで間違いないのかということ。

それから、貸し付けるのは三陸道の延伸に伴う工事によるものかどうかということには当然そのように理解しますが、この当該地区は海岸インターから歌津インターの間の地区だと思うんですが、町民にとって重要なのは、インターチェンジはいつ使えるんですかということが大事かなと思いますので、その歌津インターチェンジ、この議案に関係するところ、またその手前の海岸インターと志津川インター、何か以前からの情報と動きがあれば、ぜひ教えていただきたいなと思いますが、そこを含めていかがですか。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 先ほど議員からご指摘のありました参考資料の件なんですけど、黄色く塗っております、全体的に塗っている部分が対象山林の全体をあらわしております、具体的に使用貸借する期間につきましては赤い線で囲っている区域内という形で描いております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） インターの供用開始の関係でございますが、仙台河川国道事務所といろいろやりとりをしておりますが、基本的に平成28年度の志津川インターとそれから南三陸海岸インターチェンジの供用開始時期については何ら変更はないと思っておりますし、歌津インターにつきましても平成29年ということでの日程等については何ら変更はないというお

話はいただいております。ただ、関心の高い志津川インターの供用開始につきましては、まだ明確に日程等については私どものほうに連絡は入っていないということですので、ご報告をさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 山林を貸し付けるという議案であります。その山林をどのように使うのか、この四角い部分、平らに整地するのか、あるいは山林のまま使うのか。それから、平成30年の期間が過ぎた場合にはもとどおりに山林にするのか。その辺の契約の内容というのはどのようになっていますか。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 今回、国のほうからの貸し付けの協議の際に、国の工事担当から伺っていますのは、使用貸借を受けた土地につきましては、土木用語でレベルバンクと言っているんですが、現況、斜面地になった山林なんですけれども、ここを平らにして災害土砂の流出等を防止するために平たくならず用地として使いたいという説明を受けております。

また、使用貸借期間の平成30年3月31日の期間満了した以後におきましては、いわゆる三陸自動車道の道路用地の一部になりますので、その時点においては使用貸借から権原の整理ということで町から恐らく国のほうに所有権が移るといふような手続を踏んでいくと思います。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 平成30年、使用期間、賃貸契約満了になった場合にはその所有権が移るといのは、推測、憶測。その契約条項の中にあるわけじゃないんでしょう、賃貸契約の中に。どういうふうな内容で、しっかりと町として、財産を貸し付けるんですから、その辺のはっきりしたところを把握しておかないと、ただ国に貸すんだから、あとは国が勝手にするだろうでは、これは困るんですよ。その辺、建設課長はわかっているの。わかっているなら、わかっている方が答弁してください。わからない方にしゃべらせて、何だい。わかる人、誰。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 基本的には、沢になったところを後々の管理上不都合がないように、道路とさほど遜色ない程度に土を盛るといのが大前提でございます。ただ、蛇王の部分については、今、国道から町有地に入るように道路が入っております。ごらんのように、大きな町有地を三陸道が二分するということになりますので、三陸道から南側については特段これまでの使用状況と支障がないものと考えておりますが、奥については三陸道を横断していかないと木の出し方もできないという状況になりますので、蛇王248番1については、一部、

蛇王林道から奥地に行けるように今回の工事の中で林道を整備していただく予定でございます。それは残土を処理するときにはいずれ道路をつくらないと土の運搬ができないものですから、それについては後々町が使用するというので、そのまま道路の形で残していただきたいと思っております。残すように国のほうも承諾をいただいているということでございます。

それから、いずれ道路の区域というのを設定しなきゃならないです。国が管理をどこまでするかという協議はまだ残っております。先ほど管財課長が申し上げたのは、その際、これは買収地域に入っていない部分も国のほうが管理したほうが合理的であるということがわかれば、そこは後で追加の買収もあり得るだろうと。ここは憶測でございます。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第122号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第123号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第123号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第123号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度平成の森野球場改修工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第123号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の15ページをお開き願いたいと思います。

工事名につきましては、平成28年度平成の森野球場改修工事でございます。ご存じのように、平成の森野球場につきましては平成3年から供用開始をしてございます。供用開始から25年が経過いたしまして、さまざまところが劣化してございますので、今回改修工事を行うものでございます。

工事概要といたしましては、今回についてはグラウンド内の改修でございます。いろいろ書いてございますが、内野の土の入れかえ、それから外野の芝生の張りかえ、それと側溝、それから暗渠排水の増設という内容でございます。

契約方法につきましては、見積もり徴収による随意契約です。根拠法令につきましては、括弧内の記載のとおりでございます。

見積もり開封日は平成28年8月3日、見積もり業者は阪神園芸株式会社でございます。

工事の期間でございますけれども、本契約締結の翌日から平成29年3月29日までとしてございます。

16ページに仮契約書を添付してございますので、ごらんになっていただきたいと思います。

阪神園芸という会社でございますけれども、昭和43年に会社が設立されておきまして、資本金が5,000万円でございます。会社の名前のとおり阪神電鉄の100%出資による子会社でございます。営業種目につきましては、環境緑化工事の施工、維持管理、それから運動施設工事の施工及び維持管理等々となっております。特定建設業の許可をいただいているという状況でございます。いわゆる経審の点数でございますが、今回は造園工事に該当する工事になります。造園工事の経審の結果といたしましては1,802点となっております。それに関係する1級技術者の数が48名登録されてございます。年間約27億円ほどの売り上げを計上しているという会社でございます。

皆様ご存じの主な工事を申し上げますと、阪神甲子園球場の維持管理を全てやられていると。それから、同じ阪神関係でございますが、鳴尾浜球場、阪神の2軍が使っている球場でございますが、そこの維持管理、それから明石の第一野球場、姫路球場、それから名古屋市にございます瑞穂陸上競技場というところの維持管理、それから工事を実施しているという経歴

でございます。

17ページに平面図を載せてございます。今回の工事をする箇所を縦じまのしま模様に表示を
してございます。要はグラウンド内全てのものについて今回工事をするという内容でござい
ます。

18ページは、平成3年度当時の工事の概要を記載した図面になります。大きく3つのゾーン
に分かれてございます。内野、外野、それからウォーニングゾーンと言われる3つでござい
ます。まずもって内野につきましては、基盤より10センチ碎石層がございまして、その上に
15センチの混合土、黒土と砂をそれぞれ50%まぜたものを敷きならしてございます。次に外
野でございますけれども、同じく10センチの碎石層の上に15センチの山砂を主とした土をな
らしまして、その上に芝生の種を直播してございます。そして、ウォーニングゾーンと呼ば
れるものでございます。これは外野のフェンス際に設置するものでございまして、間もなく
外野のフェンスがありますということを選手に知らせるものでございまして、この部分につ
きましては基本的にはアスファルト舗装を施工した上に人工芝を設置してございます。

それぞれ、当時はかなりの性能を誇ってございましたけれども、25年の経過とともに、内野
につきましては砂と土が分離をしてございまして、表現が正しいかどうかわかりませんが、
ちょうどコンクリートの上に3センチほどの土が載っているというような状態でございます。
それから、外野につきましては、当時3種類の芝生を植えてございます。主たるものがケン
タッキーブルーグラスと言われるものでございます。残念ながら、現在見てみますと、当時
直播した芝生はほとんど見られないという状況になってございます。それからウォーニング
ゾーンの人工芝でございまして、人工芝の耐用年数は一般的には10年と言われてござ
います。既に2.5倍の年数が過ぎているということで、かなり劣化が進んでいるということと、
人工芝、砂をまいて、砂の重さで固定をしてございます。この砂も25年の間にかなり目詰ま
りをしていて、かなり排水性が悪くなっているという状況でございます。

19ページが今回やる工事の内容でございます。やはり3つのゾーンに分けて工事をさせてい
ただきたいと考えてございます。基本的には、内野につきましてはこれまで同様、10センチ
の碎石層、その上にやはり15センチのクレイ、土の層を設けさせていただきたいと思っ
てござ
います。基本的には竣工時と同じく土が50、それから砂が50と、いろいろ書いてござい
ますけれども、大まかにはそういう割合で混合したものを敷きならすということござ
います。

それから、外野につきましては同じく10センチの碎石層の上に15センチの土をならし
まして、その上に芝生を張るということになります。前回は種をまきましたが、今回は工期が3月29

日ということでございますので、張る方向で考えてございます。というのは、主たるケンタッキーブルーグラス、種をまいてから芽が出るまで2週間から3週間必要だという状況でございます。それと、成長が非常に遅いということでございまして、一般的に直播ですと半年から1年、供用開始までかかりますので、今回冬の期間にやるということだと来年の夏の使用のめどが立たないということで、今回は張り芝で行っていきたいと考えてございます。

それから、ウォーニングゾーンでございますが、これまで人工芝を敷いてございました。しかしながら、やはり10年に1度は張りかえの手間がかかるということで、今回、人工芝をやめまして、クレー舗装、要は土で、その辺は赤土で同じような色彩になりますが、施工したいと考えてございます。

20ページが排水関係の図面となっております。今回、外野の暗渠排水を少し増設してございます。この理由につきましては、外野の芝生につきましては寒地型芝生と言われるものでございます。芝生の種類には大きく暖地型と寒地型、あったかいほうと寒いほうに適した芝生がございまして。寒地型の弱点と申しますか、ウイークポイントは高温多湿に弱いということが言われてございます。さらに乾燥にも弱いということでございまして、現在、雨が降りますと外野の水はけが非常に悪いということで、ところどころに水たまりが発生して、それが3日、4日、1週間程度かかってやっとドライな状態になるということでございます。このため、当初直播した芝生の根が根腐れを起こしてほとんど見えないという状況でございますので、今回それを防ぐために約倍になりますけれども暗渠排水を増設するものでございます。

それから、フェンスの際にそれぞれ透水型の側溝を設置してございます。これにつきましても、長年の間に目詰まりを起こして、横方向の排水がきかなくなっておりますので、これについて今回入れかえをするという内容でございます。

以上が工事の概要でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） おはようございます。3番及川です。

二、三点、お伺いいたします。まずもって1億7,600万円の予定価格ですけれども、見積もり徴収、随意契約となっておりますけれども、特殊な工事だからだろうという認識があるんですけれども、この辺、入札でなくて見積もり徴収になったいきさつをご説明願います。

それから、甲子園の砂を持ってきたいんだということは前々から議場でも話されていますけ

れども、先ほどの説明で15センチの砂を入れるということなんですけれども、向こうから甲子園と同じ砂をその15センチで賄うものなのか。

それから、甲子園のそばにある請負契約をした会社さんなんですけれども、この工事が終わって何かふぐあいとか、いろんな災害等で平成の森にちょっと工事見なきゃならないとか、管理、そういうところに至ったとき、向こうの甲子園のほうの会社から来る、結局工事屋さん、やった会社に来るものなのか。その辺、どの辺までの協議がなされているのか。軽易な工事とか、少しお金のかかるような工事とか、さまざまな災害等がいろいろあるのを想定した場合、地元の業者さんとのつながりがほとんどないようなんですけれども、その辺をどのようにやっていくのか。

それからもう一点は、この工事を1億7,000万円もかけてやって、どのような効果、今は年1回プロが来てやっております。そういうことを年1回ならず、ふやしていくのか。そしてまた、使用している高校、どのぐらいの伸びを見込んでいるのか。その辺ご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 4点ございましたので、1点ずつご説明申し上げたいと思います。

今回、見積もり徴収による随意契約とさせていただきます。野球場のグラウンドに求められる性能というのがございまして、一つが当然ながら野外でございまして水はけがいいことということが1点でございます。それから、水もちがいいという、相反することでございます、水もちがいいという性能。それからイレギュラーがないということ。この3つでございます。

水はけがいいというのは、マウンドが実はグラウンドの中で一番高くて、フェンスの方向に向かって若干の勾配がついております。強い雨が降りますと、この勾配に沿って水がそれぞれ側溝に流れていくというつくりになってございます。

次に、水もちがいいということなんです、強い雨のときはそういう勾配に従って側溝に流れるわけなんですけれども、弱い雨のとき、実はスポンジのように雨水を吸っていただかないと、実は水が浮いて試合ができなくなります。多分、甲子園の大会を見ていると、雨が降ってもほとんど水が浮くということはよほど強い雨が降らないと多分水が浮かなくて、小雨程度でも試合を続行していると思います。残念ながら、今、平成の森の内野の状況は、先ほど申したとおり、雨が降るとやはり水が浮きます。それで、下を掘ってみますと、下の土はぱんぱんに乾いておりまして、一切水がしみ込んでいかないという状況になってございます。

次に、イレギュラーが出ないということなんです、基本的に100%砂浜で野球をやればバ

ウンドが変わることは多分ないと思います。しかしながら、それですと走りにくい状態で、これも野球にならないということで、基本的には砂浜のような状態は上層の二、三センチ、その下はやはりある程度一定の密度で固めたもので、走りやすさを求められます。

この3つの性能をやる業者。単純に図面どおりはできますけれども、その形以外にグラウンドに性能を持たせる技術を持った会社というのはなかなか地元にはいないと。唯一、我々が知り得たのが阪神造園という会社がそういう技術を持っているということがわかりましたので、今回見積もり徴収の随意契約とさせていただきました。

次に、砂の種類でございますけれども、土のグラウンドで一番いいのは多分甲子園球場だと私も思っています。ただ、全て同じようにというわけには当然これはいきませんので、砂については同じものを使いたいんですが、やはりそこは予算の制限もございますので、全て同じものは使ってございません。土につきましては、岩手県の岩手山、火山灰土は普通黒いものですから使いますので、岩手山の周辺の火山灰土と、あとは甲子園で使っている部分の鹿児島産の火山灰土をそれぞれミックスしながら使ってございます。

それから3つ目、アフターの問題でございますけれども、現在、阪神園芸では仙台のコボスタジアムの維持管理を請けて今もやっております。長期計画してございますので、当面の間は仙台から来ていただいて対応していただきたいと考えてございます。

それから、4つ目の効果でございますけれども、プロ野球につきましては年1回でございます。それと、多分、二、三年前は高校野球の春の大会、それから秋の新人戦、実は平成の森を使っていたいておりました。昨年度か、その前あたりから、春の大会、秋の新人戦も平成の森は使われなくなりました。多分いろんな理由があるとは思いますが、一つにはやはりグラウンドの条件がかなり悪くなってきているという状況が言えるかと思います。多分この間のイースタン・リーグの中でも、私5回までしかいなかったのですが、たしかイレギュラーバウンドがあってヒットになったケースが1個ございました。ちょっとバウンドが間違えると多分本人の選手の顔に当たるとか、そういう際どい打球だと記憶はしておりますけれども、そういうことがあってなかなか公式では使えない。それから、当然、軟式といえども当たると結構かなり痛い思いをしますので、そういう面を考えると、効果といいますか、まずもって高校野球をまたあそこでやっていただきたい。それから、当然地元の子供たちも使うものですから、子供たちのけがも防止したいという思いがございます。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの説明で大体はわかりました。そういうことで、仙台支社のほうもあるということで安心しているわけですがけれども、これだけのお金をかけて復旧をするわけですがけれども、ただいま課長が答弁したように、ここの野球場は公式野球ができて、すばらしいグラウンドになりました、グラウンドというよりも野球場になったので、どんどん使ってくださいというようなPR方法も大事だと思われるので、今までは春の高校野球には使われなかったとおっしゃいますけれども、ここでこのぐらい予算をつけてつくり上げるものですから、今度は胸を張って、どうぞ使ってくださいというようなPR活動のほうに努力していただきたいと思います。それは建設課だけの問題ではなくて、教育委員会関係もそのようなPR活動に徹していただきたいと思います。

それから、先ほど聞き逃したと思われるんですけども、甲子園の土ということ、先ほどの答弁ですと、いろいろまぜて使うようなお話のようでしたけれども、甲子園の土を入れるんだというような議会の答弁だったのを私記憶していますけれども、その辺はどこにどのように入っていくのか、その辺をお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） PRは町全体のお話でございますので、当然、担当課関係なく、機会あるごとにそこはお願いをしていくようになるかと思えます。

それから、グラウンドの土でございますけれども、基本的には甲子園の土というのは、実は甲子園についている土なものですから、いろいろ状況に合わせて各地の砂、土を混合して使っております。ですから、正確には甲子園の土というのはなかなか再現することは不可能に近いと。夏と冬でも違いますし、昼間と夜でも違うと言われておりますので、そこは同じようなものは使えないと。ただ、同じようなコンディションは確保できますので。

今、主に使っているのが鹿児島産の土だということは聞いております。私、昔聞いたときは鳥取砂丘の砂も使っているということもお聞きはしていますけれども、多分いろんな研さんを積みながら、その時々に応じた土なり砂をそれぞれ選んできて、多分研究をしているんだろうと思います。

そういうわけで、正確に甲子園の土を再現することはできないものですから、基本的に主たる、使っております鹿児島産の土と砂。それと、全てそれを賄うと、当然鹿児島から運んでくると莫大な費用がかかるものですから、さすがに全部やれないということで、近場の岩手県の黒土を使うということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） おはようございます。

私も何点か伺いたいと思います。課長の説明、ほとんどわかったんですけども、何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、阪神の業者ということで、工事が割高にならなかったのかという思いがあったものですから、その点1点と、当該業者の実績なんですけれども、有名どころで主に先ほど関西方面の実績の報告がありましたけれども、先ほど前者の答弁で宮城の球場も維持管理しているということなんですけど、もしおわかりでしたら東北方面での実績、そしてその業者の、阪神電鉄の子会社さんでしたっけ、ですから関連で支店、系列店等があるのかどうか、そのことと、もう一点、前者も確認したんですけど、今後の維持管理、前は25年ぶりという大改修の中で、今後20年、30年使っていく上での維持管理は同じ業者なのか。以上、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まずもって予定価格の作成ですけども、これにつきましては町で直営で積算をしてございます。業者が関西だからといって特別な積算方法を用いているわけではございませんので、そこはご理解をお願いしたいと思います。

それから、東北地方の実績でございますけれども、阪神電鉄、関西方面ではかなり有名な大きい会社だと思いますが、残念ながら東北地方ではまだまだなじみがないという状況でございます。多分、東北地方ではうちの町が最初の実績になるんだろうと考えてございます。そのために、特に支店とか営業所はまだ設けられていないという状況でございます。

維持管理については、ただいまコボスタジアムの維持管理を実施しているということでございます。それで、多分、今回工事をしても、これまでの管理方法と同じような状況になるんだろうと考えてございます。いずれ、長期的に専門的な見地から見て、どういう管理をすれば長くベストなコンディションを保てるかということ、逆に短い期間ではございますけれども、そこをこちらとすれば取得したいという考えがございます。いずれ、ここは指定管理でございますので、指定管理者もおりますので、そこへの指導もいずれ町のほうでしながら、長く今回の工事の効果が発揮できるような体制が多分必要になってくるんだろうと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 第1点目はわかりました。そこで2点目なんですけれども、最初の実績ということなんですけど、現在コボスタでの維持管理というのはどういう形でやっているのか。

必要に応じて来ているのか、もしくは今後何らかの形で来たとき一緒にふぐあいがあった場合見てもらおうと、そういう方法もあると思うんですけども、その点どのような形になっているのか伺いたいと思います。

あともう一点、維持管理なんですけれども、専門的なふぐあいでなければ軽度の維持管理は地元の業者というか、専門でなくてもできるのかどうか、そこだけ伺っておきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） コボスタの部分につきましては、職員が常駐して作業していると聞いてございます。前年まで人工芝でございましたが、今回、天然芝になって、土、クレーの部分もかなり広くなりましたので、基本的にはクレーの部分の土の管理を中心にやっていると聞いてございます。

それから、地元の業者でできるかということでございますけれども、多分ふぐあいにもよるかと思えます。何が必要かといいますと、内野に限って言えば土と砂が分離しないような作業が必要になってくるということでございます。多分、今、雨が降った後に行きますと、グラウンドが白く見えます、内野が。土の粒子が下に潜り込んで、砂の粒子がそのままものですから、結果的に砂が浮いてしまっているという状態でございます。これでまた雨が降ると砂が流されてなくなって行って、どんどん土だけになっているという状況でございますので、基本は雨が降った後、日常的に砂と土を混合してあげる作業、地味な作業でございますけれども、これが多分重要になってくるんだろうと。

それと、年に1回で構いませんので、極端に言えばトラクターをかけて起こしてもらおうという作業が必要になってくると思います、そこは多分私でも実はできるんだろうと思うんですが。実は戻す部分、先ほど申したとおり、水はけのよさと水もちのよさを兼ね備えたグラウンドにどのぐらいの転圧をしたらそれが可能になるかというのはさすがに私ではできませんので、それなりの専門業者、多分、今は地元の業者にそのことをお願いしてもなかなか対応は難しいんだろうと考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 前者もいろいろと契約についてのお話がありました。契約の種類、一般競争入札から始まって何種類かありまして、その中に随意契約という契約の仕方があるわけでありまして。一般競争入札とは異なって、1社に対してあなたによろしくというような契約の内容でありますので、公明性といいますか、公正から考えた場合にはちょっと真っ白なや

り方ではないのかなと、透明性から見ればですね、そんな感じがいたしております。

見積もり徴収による随意契約と。見積もり徴収というと、私どもの認識ですが、工事の工法、やり方等も提案をされて、これぐらいの金額ですよというようなやり方なのかなと、見積もり徴収ということですね。要するに価格だけではなく、工事の工法、やり方、あるいは備品、部品、いろんな資材、こういうものを使ってこれだけの金額ですよという提案型といいますか、それを見て町としてはここならいいでしょうということで契約に行くのかなという認識でおるんですが、それは間違いないのかどうなのかですね、まずその辺。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 一般競争入札、指名、それから見積もりの随契ですね。やり方については違いはございません。こちらで図面を描いて、それで見積もり、予定価格を作成して、仕様書をお渡しして、当然金額は入っておりませんが、それで相手方がその仕様書に合わせた形で見積金額を提出するというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうしますと、こちらのほうでやり方、工法については全部提案をして、要するに金額だけだ、出してもらったということはね。

日本全国でこれぐらいの規模でやられている業者さんというのは何社ぐらいあるんですかね。皆さんの知っている範囲ではここしかなかったのか、そのために随意契約になったのか、一般競争みたいに公募しても集まらなくて、仕方なく随意契約に持っていったのか、その辺のやり方なんです、最初のね。日本全国でこれぐらいの規模の会社は一体幾らぐらいあるんだろうかと。どうしてもなくて、ここだけしかないというのであれば仕方ないんだけど、その辺。随意契約に持っていった、先ほどの3番議員の答弁で大体わかるんですが、もっと別な方法はなかったのかなと。町として知り得る会社はここしかなかったというような答弁なのかなということ聞いたものですからね。その辺いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ご存じのように、今プロ野球が使う球場はほとんどが人工芝となっていてございまして、ある意味、一定規模以上のそういうグラウンドを整備する業者はかなり専門にやっている業者は少ないだろうと。また、商圈もございませんので、だろうと思っています。

一番最初に、一定規模以上の甲子園のようなという表現が正しいかどうかわかりませんが、それに近いようなコンディションを設けたいと。それで、鹿児島産のその土というのが実は

この会社しか扱っていない状態でございます、それに近いものということになりますと1社ということで決まってしまうのかなという思いがございます。実際、球場いろいろございますけれども、一般的には普通の造園会社が、芝生がございますので、中心にやられているようでございます。ただ、芝生の管理は当然専門でございますので大丈夫だと思うんですが、やはり内野の部分の管理とそれから施工となりますと、やはりそれなりの専門性が必要だと思っております。そういう意味では、当会社が一番適しているだろうということで、1社の随契ということにさせていただきました。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 半分ぐらいしか納得がいけないんですけれども、先ほど来、甲子園の土という言葉が、文言が出ておるんですけれども、甲子園にあるから甲子園の土と言えるのであって、甲子園で使っている土を持ってくるのであれば甲子園の土だということになるんでしょうが、鹿児島県産の土なんです。それと岩手県産の土を混合すると。そこで、鹿児島県産の土というか、砂というのか、何割ぐらいなんですか、割合。まさか9対1とか8対2じゃないでしょうね。もっともつとあるんでしょう。この業者しか取り扱っていないし、ぜひ甲子園と同じような土を使いたいということであるのであれば、鹿児島県産のものはやっぱり7割8割は使わないと、この業者さんをお願いした意味がないんじゃないのかなということになってくるわけですね。そうじゃないですか。その辺。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議員おっしゃるように、甲子園の土というものは実在しなくて、それは阪神電鉄本社から許可をいただかないと使えないというふうに実は言われておりますので、正確には甲子園のような土というのが多分正確な言い方だと思います。

本来であれば、鹿児島県から全ての土を運んできて使えば、より近い状態にはなるかと思えます。しかしながら、やはり予算の制限もございますので、一定の数量で他のものを混入させて、混在をして仕上げるということでございます。

19ページに断面図がございますので、ごらんになっていただきたいと思えます。そこに、ちよっと字がこまくて大変申しわけないんですが、15センチの層の中でそれぞれの割合を記入させていただいております。岩手山火山灰、それから鹿児島産混合土ということで、それぞれ3センチ5ミリ相当、約4センチ前後の厚さの分量ということにさせていただきます。これらを使って同じようなコンディションをつくっていただくということでございます。

割合からいくと4分の1でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第123号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第124号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第124号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第124号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度名足小学校プール建設工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第124号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料は21ページになりますので、お開き願いたいと思います。

工事名が平成28年度名足小学校プール建設工事でございます。工事場所につきましては、歌津字中山14番地でございます。

工事概要でございますけれども、名足小学校のプールにつきましては昭和51年1月に竣工してございます。ちょうど竣工から40年が経過しておりまして、かなり老朽化が進んでいると

ということで、水泳の授業にも支障が出ているということでございますので、今回、施設の更新を行うものでございます。

工事の概要でございますけれども、既設のプールの取り壊し、それから附帯建物の解体、その後にプールの新設、それから更衣室等の建物の新設を行うという内容でございます。

入札の執行日につきましては、平成28年8月22日でございます。入札方法につきましては、制限つき一般競争入札。入札参加者につきましては、記載の2社となっております。以下、入札状況は7から12に記載のとおりとなっております。

本工事の工期でございますけれども、本契約締結の翌日から平成29年3月24日までとさせていただきます。

22ページに仮契約書を添付してございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

次に、23ページでございます。既存の施設の簡単な平面図となっております。現在、25メートルプールが8コース、それからその隣、北側に補助プールがございます。それと建物が3カ所に分散してございます。という状況でございます。

次に、24ページが今回の工事の内容でございます。建物3カ所に分散しておりましたが、これを1カ所に統合させていただき、これまでなかったトイレを増設いたします。これまで3カ所の建物の面積が66平米でございましたが、トイレを増設したことにより約75平米に増床してございます。それから、その下に25メートルの5コースのプールを設置いたします。

プールの設計に当たりまして、根本的な考え方を申し上げますと、一つはプールについては日本水泳連盟でプールの公認規則というのがございます。その6節の中に標準プールという部分がございます、そこに小中学校における適正なプールの規格が記載されてございます。その規格に合うように今回設計を進めてございます。

それと、児童生徒の安全ということを考えまして、事故防止を念頭にそれぞれ設計してございます。プールでの事故と申しますと、一般的には飛び込みによる事故、それから溺死、おぼれるということ、それから排水口に吸引されるという事故、それからプールサイドでの転倒という4つが一般的には考えられております。これらに対応するべく、全ての条件について吟味をしながら設計を進めました。今回のプールにつきましては、これまではRC鉄筋コンクリート製でございましたけれども、耐久性等を考えてステンレス製に変えさせていただいてございます。

25ページが建物の平面図でございます。更衣室、トイレ、倉庫、機械室と4つの区分に分かれてございます。更衣室につきましては、これまでどおり約4坪の大きさ、従前も4坪でござ

ございましたので、今回も廊下の部分を除いて4坪ということで、これまでの大きさと遜色はございません。男女の更衣室の間にそれぞれトイレを設けてございます。その影響で倉庫が若干狭くなってございます。

26ページが立面図でございます。そして、27ページがプールの仕上げ表でございます。

先ほど標準プールと申し上げましたが、その規定によりますと、公称25メートルプールにつきましては5レーン以上整備をしなさい、それから幅については9.4メートル以上確保してください、水深は80センチ以上確保すること、ただ飛び込み部分については1メートル以上を確保する、それからレーンの幅については1.8メートルから2.5メートル、それから両端に余裕分として20センチを見てくださいという内容でございます。

今回、図面の記載のとおり、1コース当たり2メートルを確保し、そして両脇に余裕幅50センチを設けて、幅については11メートルを確保してございます。

それと、事故防止の観点から、転倒の事故が考えられると先ほど申し上げました。これまでプールサイドにつきましてはコンクリートブロックを設置してございました。今回の仕上げは、防滑性ビニールシートを敷き詰めております。これは当然滑りにくさ、それから万が一転倒した場合のクッション材という役割を果たしてございます。それと、プールは夏場に使うものですから、コンクリート、日中でかなり暑くなります。その辺の遮熱効果を考えまして、全てシート張りとしてございます。それと、コンクリートの劣化が防げるということも効果がございますので、全面にわたってそのような方法をとらせていただきます。具体にはその格子状に表示した部分でございます。

それと、次の28ページが拡大図でございます。下のほうに配水枠L型というのがございます。ここについてはポンプで強制的に水を入れかえますので、ここにポンプの吸水口がございます。平成18年度に吸水口にお子さんが吸い込まれておぼれたという事故がございまして、この基準がそれ以降改正をされてございます。網目状の枠をボルトでとめると。さらに、その中に吸水口があるんですが、そこにもまた同じような網目をつけて二重に保護するということが規定されておりますので、今回二重の網目を設置して事故防止に努めているところでございます。

それと、コースについては記載のとおり2メートルずつ確保されてございます。

29ページが断面図となっております。上が長手方向、下が横手方向でございます。延長は25メートル、それで右側が飛び込み台となっております。規定により1メートル以上の水深を確保するというので、こちらは1メートルの水深でございます。それから5メートル

行ったところが一番深くなっておりまして、1メートル20でございます。反対側が90センチとなってございます。これまでのプールにつきましては、一番深いところがほぼ真ん中でございまして、1.1メートルでございます。事故防止ということで、一つはスタート台、これにつきましても一定の標準がございまして、水深1メートルに対応するのが25センチから30センチの高さのものと言われておりますので、今回は30センチのものをスタート台として採用してございます。

以上で細部説明といたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それでは、1点お伺いいたします。

40年ぶりに新しくなるということなので、非常に期待があるんですけども、その中で公式というふうな、先ほどの課長の答弁ですと公式プールというお話をされましたけれども、私も一般質問で、これから未来の選手が出るような、町からそういう子供が出るようにということによって一般質問させていただきましたけれども、そのような公式プールをつくっていただくのは非常にありがたいことです。

そしてまた、水深が低いところで90センチというお話でしたけれども、以前の今までのプールですと一番端のレーンが大人の膝ぐらいですかね。大人の膝ぐらいというと60センチぐらいだと思っておりますけれども、小っちゃい1年生の子供たちがそこで立っても体が半分ぐらい見えているような、そういう状態だったんですけども、今回の説明からいきますと皆同じような、深いところで1メートルになるんですか、水深が。浅いところで90センチというお話のようでしたけれども、それで間違いないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 言葉足らずのところがありますので、再度、繰り返しになりますが、ご説明申し上げます。

日本水泳連盟でプールの公認規則というのがございます。それは各種大会に対応できるような規格というのが決められてございます。残念ながら、正式にその大会ができるプールというのはもう少し水深が深くなってございます。国際大会であれば水深を2メートル以上確保しなさいということでございまして、今回採用したのは、標準プールという規定がございまして、その標準プールの規定に合うようにつくらせていただいておりますので、残念ながらここで公式の水泳の大会を開くというのはできないという状況でございます。

ただ、今回10センチだけ水深を深くさせていただきました。その理由は、先ほど申し上げ忘れたんですが、飛び込み事故というのがございまして、プールから飛び込んだときにプールの底に頭を打ってかなり重篤な状態になったということがかなりございますので、基本的には飛び込みするほうを一定程度深くしたいということで、飛び込むほうから5メートルのところを一番深く1メートル20としてございます。そこだけは、標準プールは1メートル以上あればいいとなっているんですが、そこだけは20センチ付加させていただきました。

それと補助プールでございますけれども、議員おっしゃるように、資料を調べますと補助プールの水深は60センチとなっております。ただ、この分につきましては、他の戸倉小学校、入谷の小学校でも補助プールは設けてないという部分がございます。多分それには理由がございまして、ちょうど40年前ですと1学年当たりの子供さんの数は多分40人以上いたかと思えます。その中で1人の先生が20人30人の子供の様子を見るというのは多分基本的には不可能だということがあって、補助プールでも設けてやられたんだろうというふうに考えられます。ただ、現在は十数人のお子さん、それから担当する教職員も水泳のときは2名つくということで、当時とかなり環境が変わっているということが考えられます。

それと、文科省の資料を見ますと小学校1年……。

それから、行ったり来たりして大変申しわけないんですが、確かに議員おっしゃるように、小学1年の平均身長は1メートル十六、七センチでございます。それで、一般的には確かに肩が水没すると泳げない方はかなり恐怖を覚えると言われてございます。そうすると90センチはちょうど平均的な子供さんがその程度でございます。当然、平均でございますので、それより低い子供さんもいらっしゃいますので、当分その対応が必要になってくると思えます。よくスイミングスクールに行きますと1つのプールで幼児から大人までそこで練習をしています。幼児の時間に行くとわかるんですが、下に踏み台を設けております。いずれ今回のプールにつきましても、プールサイドから突然90センチの水深になるところに子供さんが、当然泳げない子供さんが入るといのはかなりこれは抵抗があると思えますので、いずれ踏み台は設けなければならないと思ってまして、それぞれその力量に応じてそこを外れる、踏み台から外に出るとか、そういう指導になるのかなと思っています。

それと、学習指導要領の中に、小学校1年生の到達度という一つの目標がございます。当然泳げない方は顔を水につけられない、目を開けられないということなので、最低限そこまで到達目標とされてございます。難しいことを言うと、水になれる遊びでは、水につかったり移動したりすること、それから浮く、潜る遊びでは、水に浮いたり潜ったり、水中で息を吐

いたりすること、これが到達目標となつてございますので、ただ浅い60センチでやるとなかなかそこまで行けない部分もございます。足の立たないところで泳ぐための技能と自信の獲得のためには深いほうが望ましいと一般的には言われてございます。60センチの中で横になつてもなかなか、いろんな力が働いて底に手がついたり足がついたりするだろうと考えられております。ただ、その一方で、水泳技能の未熟な児童の安全のためには浅いところが望ましいと。当然どちらを優先するかという話になると思うんですが、先ほど申した40年前とかなり環境が変わってきていますので、ここは踏み台等を設置して、そこで早く先ほど申した目標に到達するような指導が大事じゃないかなと考えております。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時08分 休憩

午前11時21分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

及川幸子君の質疑を続行いたします。及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの説明でわかりました。特にお願いなんですけれども、補助プールのかわりに台を置くということなんですけれども、その必要性はかなり高いと思いますので、これだけは、事故防止にもなりますので、設置方、特段のお願いしておきます。

それから、この事業に対する補助率が、文科省から、町単だと思うんですけれども、補助率がどの程度あるのかご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） それでは、まず前段のかさ上げといいますか、いわゆるげたを履かせる部分の台ですけれども、これは既に買う予定にしておりますので、ご心配いただきまして大変ありがとうございます。

それからあと次の補助に関してですけれども、ちょっと今手持ちの資料はないんですが、実は補助は余り多くはございません。プールの国庫補助といいますのは、いわゆる水面積といひまして、プールの水を張っている部分にだけ補助しますという制度になっております。ですので、周りの水を張っていないところ、それからあと建物に関しては一般財源ということになっておりますので、数字を細かく言えなくて大変申しわけないんですが、実はそういう状況だということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それでは、総務課長が財政担当ですので、この辺の持ち出しですね、ご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午前11時24分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今回、名足小学校プール事業の財源につきましては、合併の補助金、これが9,000万円、それと合併特例債を3,320万円用意してございます。残りは一般財源対応と。5%相当ぐらいですから、ほぼ合併補助金と合併特例債で財源を工面してございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第124号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第125号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第125号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第125号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した館浜、寄木、葦浜各漁港道路及び用地の復旧工事に係

る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） それでは細部説明をいたします。

参考資料の30ページです。

工事名、平成28年度館浜・寄木・葦浜各漁港道路用地復旧工事であります。

工事場所は、そこに書いてあります漁港であります。

工事の概要であります。館浜漁港については道路、それから用地のかさ上げがあります。それから、寄木漁港につきましても道路と用地のかさ上げ、葦浜漁港については用地のかさ上げということになっております。

執行方法は、制限つき一般競争入札であります。

工期につきましては、契約の翌日から平成29年3月24日までといたしております。

次の31ページに仮契約書をつけております。

それから、32ページ、ここから各漁港ごとの平面図をつけております。

寄木漁港につきましては、左側の下側、①と書いてますが、ここはその前が船揚げ場になっておりまして、船揚げ場自身は完成をしております。その後ろ側を通る臨港道路を復旧するという工事になります。それから、右側のほうにちょこっと赤く塗っておりますところなんです。ここにつきましては従前コンクリートで舗装されておりました。周りがかさ上げになりましたので、そこはかさ上げをして再度コンクリート舗装するという形にしております。

次の33ページですが、これが先ほどの寄木の臨港道路のところ。左側が船揚げ場になっておりまして、ここについてはでき上がっております。その後ろ側、右側になりますが、その赤い部分が臨港道路ということで災害復旧をするということにしております。

次、34ページです。

これは館浜漁港でございます。この後ろ側のところに、一番下側のところにこくこくとなっているところがありますが、これが道路部分であります。65メートル80ほどであります。その上側といいますか、船揚げ場の間ですが、これについては用地のかさ上げということで約730平方メートルをいたします。

次、35ページをちょっと見ていただきますと、一番右側のほうで1メートル70と書いてあり

ますところが、これは現在の道路の本道路というか、町道かな、県道までの間の部分、それから3.97メートルというのがいわゆる臨港道路の部分です、この部分を臨港道路の復旧と。それから、そこが上がってしまいますので、そこの埋め戻しをします。それから、色はついておりませんが、海側というところ、3.97メートルの左側であります、ここについてはコンクリート舗装をするということになります。

次に、36ページ、葦浜漁港です。葦浜漁港につきましては、ここの色を塗っております部分、ここについて用地のかさ上げということで、コンクリート舗装をするということにしております。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） まず寄木漁港についてですが、この①の部分からの町道への取り次ぎはどういう計画になっているのか。この間に水門、まだ撤去しないであろうかなと思うんですが、その部分の計画はどうなっているかですね。

それから、葦浜ですかね、葦浜の部分のAですか、用地のかさ上げの部分ですね、これの前のほうが船引き場といいますか、前のほうは整備されているんだろうと思うんですが、たびたび波が打ち上げて、舗装した部分を背後のほうから洗うというようなことで、地元住民の方々から「せっかく整備したものをコンクリートのそこを洗われてまた壊れる」というような苦情といいますか、そういう意見が出ているんですが、できるだけ早くここをやらないと、台風のシーズンもまだ続きますので、今後高波がどんどん打ち上げるという危険性もありますので、その辺あたりの工事の進捗、早めるよう計画していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） それでは、寄木漁港の件からですが、議員おっしゃっているとおり、ここと町道の間に水門がありまして、その後ろに橋梁なのかボックスなのか、わけのわからへんところを通過して現在漁港のほうに来ているという状況になっております。それから、町道側のほうの護岸につきましてもえぐれておりまして、今回の10号でかなり危ない状況になっておるということになっております。

今回、補正予算のところでご説明をする予定にしておるんですが、ここについて補正予算をお願いしております。できたらこれとあわせてその水門の撤去、それからそこへ入る町道からの取りつけの道路、それから護岸の復旧という形でやっていきたいなと思っております。

それから、菫浜の件ですが、これは水門のところの端っこのところということですか。

(「両方」の声あり)

この工事自身が、もともとあったところだけしてあげると、お金を渡しますという、いわゆる原形復旧思想に基づいてお金をいただいておりますので、いわゆるない部分については、もともたなかった分についてはお金をいただけないということになっております。今現在やっておりますのは、お金をいただける部分について、もともとあった部分について工事をしているという形になります。議員おっしゃっておられるように、何かあるたびにその後ろが掘れるという現実のことで、我々も何とかしたいなと思っております。これは今後また補助を探してくるなり単独費をお願いするなり、何とかしてそこら辺もぼちぼちでもええから進めていきたいなと思っております。以上です。

○議長(星 喜美男君) 高橋兼次君。

○7番(高橋兼次君) まずその寄木ですが、そうするとこれはこの道路を利用して町道につなげて整備して、ここから出入りすると。今使っている仮設道路といいますか、個人の土地を借りて通行している部分は、こっちは返還というか、そういうことになるんでしょうかね。

それと、関連といいますか、なるんですが、この町向線、海岸、一番上の、一番上というか、上部にあります船引き場までの間、船際までの間、相当波浪が打ち上げまして、この辺が水浸しになって大分被害が出そうになったと。排水等の問題もあるんでしょうが、沈下している部分もあるのかどうか、今までより相当波が打ち上げるというような住民の声が多くなってきております。その部分の対応というものを今後考えるべきじゃないのかなと、そう思っておりますので、関連して計画を立ててみてはいかががかなと思います。

それから、菫浜ですが、後ろの分といいますか、その部分はお金をもらっていないということではありますが、そうするとお金をもらってない部分はやれないんだということになるんですが、お金もらった部分は前のほう、じゃ後ろから来た、何といいますか、水が侵入して、せっかかもらってつくった部分をまた壊すと、壊れると、そういうことになりますので、早急に、何というか、その事業を探るかあるいは自腹を切ってすぐそこをやるか、その辺急がなきゃならないのかなと思いますが、その辺の予算関係で、町長どうでしょうかね、お疲れのようですが、予算がなくてできないということなんです。

○議長(星 喜美男君) 建設課技術参事。

○建設課技術参事(宮里憲一君) それでは、寄木のほうからお答えをいたします。

ここは10号のときに私も行って見たんですけれども、上側の船揚げ場のところで水がたまっ

たような格好になっておりまして、多分地元の方だと思ったけれども、通行どめをしていた
だいていたという状況につきましては私も承知をいたしております。

現実にはこのところはいわゆる沈下をしておりまして、もともと旧の計画でありましたが、
このところに防潮堤をつくるという形になっておりまして、それができるようなことにな
っておればこのところもかさ上げができてきて、道路にしょっちゅう乗ることはないよう
なことにはなっておったんですが、地元とのお話の中で防潮堤については後ろへ引いてやる
というお話になっております。現実的にここを上げるという方法がいわゆる災害関係の中
ではできなくなっているというのが実態でございます。ですから、このかさ上げ自身をせめ
て原形へ戻すぐらい、いわゆる1メートル、下がった分の1メートルを戻すぐらいという形
で何らかの、いわゆるこれも補助金を何とか段取りをしていくというお話をこれからしてい
かなあかなとは考えております。

それから、菫浜の予算の件ですが、これはまだ財政とも別に相談もしてありませんので、
今後ともこれからも引き続いていろんなことでお金を取るようしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） レクチャーをいただきましたのであれですが、応急部分で対応するところ
と、それから基本的に防潮堤の関係のこれが決まらなとなかなかそこまで入っていきな
いというお話ですので、いずれその防潮堤の関係が決まっていった際に、その修理とい
うか、工事のあり方ということについては検討させていただきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 防潮堤、いろんな絡みはあるんですが、その絡みが整理するまでの間に
壊れることを心配しているんですよ、地元住民は。「せっかくつくったものが、ここをや
る金がなくてつくらないで、時化がたびたび来てすぐやられたらば何もなんねえべ」という
ような強い意見なんです。担当課のほうも思いはあるんだけど、財源がどうもないと
いうことで苦しんでいるようでもありますので、そこは何か、余計な出費がかさまないう
ように、早いうちに手当てをしたほうが後々得策なのかなと、そう思いますので、その辺は連携
をとりながらよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第125号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第126号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第126号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第126号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災したばなな漁港防波堤護岸及び船揚げ場の復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） それでは細部説明をいたします。

議案第126号でございます。参考資料は37ページをお開き願います。

工事名、平成28年度ばなな漁港防波堤護岸船上げ場復旧工事でございます。

工事場所については、ばなな漁港でございます。

工事概要につきましては、名足地区で防波堤、護岸、それから松崎の船揚げ場、それから中山地区につきましては中山の沖防波堤、それから馬場地区につきましては馬場の船揚げ場の復旧工事を行おうとするものであります。

入札につきましては、制限付きの一般競争入札でございます。

工期につきましては、本契約締結の翌日から平成29年3月24日までといたしております。

次の38ページに工事請負の仮契約書をつけております。

それでは、39ページ、ここにばなな漁港の全体の位置図をつけております。

一番左から名足地区、ここのところで防波堤、3番、4番と丸を打っていますが、ここの3番、4番のところで防波堤、それから5番のところで松崎の船揚げ場の工事、それから真ん中の中山地区の上のほうで中山の沖防波堤の工事、それから右端の馬場地区で船揚げ場の工事をいたします。

次に、40ページをお願いいたします。

名足防波堤ですが、つけ根のところが④番になります。ここのところはいわゆるかさ上げをしようということで計画をしております。その先っぽにつきましては水中コンクリートで塊を打つという形で計画をいたしております。

それから、その次の41ページですが、松崎の船揚げ場ですけれども、下部のほうは大丈夫なようですので、上のほうへ伸ばしまして船揚げ場を完成させるという形にいたしております。

それから、その次の42ページですが、中山の沖防波堤、これにつきましては既存の堤体をそのままにいたしまして、30トンの消波ブロックを積むという形での復旧を考えております。

それから、43ページです。これは馬場の船揚げ場ですが、これは一応下がった分を素直に上に持ち上げる、かさ上げをするという形での計画をただいまのところいたしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 名足漁港の防波堤、松崎の船揚げ場ですか、一日も早い完成、地元住民は待ち望んでおるところであります。

この工事はいいんですが、先般の台風10号による波の高さ、そして船揚げ場に置いておった漁船並びに漁船を巻き上げる機械、大変な状況になりました。10メートル以上の高波ということで、地元住民総出で、従来ならば船を置く場所でないところまで持って行って、多分きのうきょうも同じ現況にありますので、ぜひ見てもらいたいと。

この防波堤の工事、内容ね、7.8メートルという設計なんですが、海面から7.8メートル高くなれば少々の高波も防げるのかなという感じをいたしておりますが、そうではないと。復旧工事でありますから震災前の原形復旧というのが基本ということになりますので、そうしますと、その高さであると先般の台風10号の高波になると同じような被害をこうむるのかなという感じをいたしております。

それはそれとして仕方のないことだとは認識いたしておりますが、問題は、このようなこの間のような高波が来たときに船をどこに持っていくかということなんですよ。そうしますと問題になるのが、防潮堤の計画がありますね、背後に防潮堤があると果たして船をどこに持っていくかという問題が生じてくるんですね、搬送といいますか。でありますから、今後地元の方々からその件に関していろんな要望が出るかと思えます。防潮堤の設計がどこまで進んでおるかよくわかりませんが、その計画変更なども視野に入れながら検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） 名足につきましては、既に地元の方がおいでになりまして、台風のときの状況をお聞きいたしております。防潮堤というか、船を揚げる場所の話もそのときにさせていただきまして、実際どういうところへ置いて、どないなるんやろう、あるいは防潮堤の後ろまで引っ張るんかとか、前にどんだけ土地があるんかとか、それから素直にぴゅっと上げてしまうとそのまま素直に波に乗ってくるので、どこかで段差をつけるんかとか、あるいは波落としをつけるんかとか、いろんなことを考えていかなあかんと思っております。できるだけ、防潮堤はできたけれども船は置かれへんという話になると何してるこっちゃようわかりませんので、その辺のところはできるだけ対応できるようなことを考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。2番佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 2点ほどちょっと伺っておきたいんですが、ばなな漁港で、松崎の船揚げ場ですか、これは背後のほうに復旧すると。そして、あとは馬場の船揚げ場ですか、これは新設すると、そういう形。新設といいますか、これも復旧なんですけれども、新たに作り直すような形ですね。

そこで、今回は先端がプラマイゼロの高さになっているんですが、松崎のほうは既設の先端がマイナス1.4とあります。1メートル42の差があるんですが、現在、漁民の方といいますか、皆さんからお聞きすると、大分陸が上がってきている、隆起していると、そういう話も聞いてありますし、プラマイゼロですと干潮時あたりには船が腹をつっかえて揚げられないと、そういうお話を大分いただいております。ですから、隆起はどの程度になっているのか。そしてまた、ばななを利用する、ばななでなく馬場を利用する船揚げ場の皆さんですか、この高さで了解しているのか。今までの経緯ですと、漁民の方たちにいろいろお話を聞きますと、復旧だからこうしかできないんだと、そしてそれを変更してしまう、変更を希望しますと重

要変更という形で、あらかし半年ぐらい投げられるような形になる傾向でした、今までは。ですので、漁民の方は、先ほど14番議員が言ったように、もう待ちに待ってるような状態でございますので、その辺のやつの確認をしっかりとっているのかどうか、まず1点伺っておきます。

あと、まず工期が28年3月24日という形ですが、6億円ぐらいの工事費で本当に3月24日で終わるのか、その辺の確認ですか。

そしてまた、コンサルタント、その辺が恐らく監督支援に入ってくると思うんですが、今まで見ますとちょっと監督支援のほうにだけ現地とか話し合いを任されているような状態で、町の担当の方がなかなか顔を出さないと。お互い信頼しているかと思うんですが、最後にはいろんな問題が発生してしまって大分現場のほうで泣いてるような状態が発生しておりますので、その辺のやつを確認しておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） 2点でございますが、ばななの船揚げ場について、先端部、これでいいんかと、地元は大丈夫なのかと、こういう話かと思えます。震災から後、GPSや何かではかっておるのを見ておりますが、30センチから40センチ程度隆起、もとへ戻ってきています。現実にはいろんなところの船揚げ場の先端部についても干潮時に飛び出してしまっていて揚げられないということになってきている箇所があって、いろんな対応をそれなりにしてきたところであります。馬場につきましても、地元ともう一遍話をせなあかんなどは思っております。その上で先ほどおっしゃっていたような形で対応をしていくということになるかと思えます。

それから、工期であります、工期については多分今年度内ではなかなか難しいんじゃないかなと思っておりまして、これについてはまた3月、繰り越しをお願いするということになるかと考えております。

それから、コンサルが支援ということで入って、多分これも同じように監督支援という形で入ってまいります。それにつきましては、月1回、うちの監督、それから業者の皆さんと、それから監督支援のコンサルさんという形で多分1回は必ず話をしていると思えますし、それからもしいろんなことがございましたらそれなりに対応いたしますので、それについては遠慮なくおっしゃっていただければと思っております。以上であります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） そうしますと、ばななの船揚げ場については地元さんと一応また再度協

議すると、お話し合いをすると。そうしますと、やはり地元が望むと、もっと下げてくださいと言うとまた半年近く延びてしまうと、そういう傾向になるんですが、やはり重変というのがうまく早目に対応できるように、国・県もあるんですが、その辺をうまくやっていただいで早く完成をしていただくようお願いしたいと思います。

あとそれと、今、監督支援といいますか、月1回という形で会議をやっていくということ、そのときにはぜひ職員の方も参加して、お互い信頼し合って、物を立派につくって完了させていただくようお願いしたいと思います。

一応繰り越しになる形ですね。わかりました。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第126号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前 1 1 時 5 9 分 休憩

午後 1 時 1 0 分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第127号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案127号町道路線の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第127号町道路線の変更についてご説明申し上げます。

本案は、志津川中央団地の防災集団移転事業に係る造成工事の進捗に伴い、町道路線の変更について道路法第10条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは細部説明をさせていただきます。

議案書の15ページをお開き願いたいと思います。

今回変更しますのは、城場1号線、それから新井田1号線でございます。城場1号線につきましては、856メートルを廃道いたしまして、280メートルの部分町道とするものでございます。次に、新井田1号線でございますけれども、255メートルほどを減として1,250メートルとする変更でございます。

議案関係参考資料の44ページをお開き願いたいと思います。

城場1号線の位置を示した図面でございます。現在の城場1号線につきましては、国道398号線、震災前ですとちょうどクボホームセンターがあったところから小学校の前を通って新井田に抜ける町道でございます。青く着色している部分、区間が現在の認定されている区間でございます。赤く着色した部分を残して、それ以外を廃道とするものでございます。

45ページをお開き願いたいと思います。

新井田1号線の図面でございます。起点を新井田、国道45線付近とし、終点を町道大沢線としているものでございます。今回、中央団地の施工区間がJR気仙沼線の南側の部分になりますので、そこを廃道し、JR以北の部分町道として残すものでございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第127号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第128号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第128号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第128号財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、志津川西地区に整備する災害公営住宅整備事業に係る財産の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） それでは、議案第128号の細部説明をさせていただきます。

議案書は16ページ、議案関係参考資料は46ページでございます。

議案書16ページに記載してありますとおり、本議案につきましては、志津川西地区に整備しております戸建ての災害公営住宅について、南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会からの買い取り価格を減額変更するものでございます。変更前の取得価格から202万8,240円を減額し1億6,105万1,760円とするものでございます。

志津川西地区の戸建て災害公営住宅につきましては、昨年7月の臨時会におきまして取得についてのご決定をいただき、西団地内に整備をしてまいりました。今月末に完成となることから、事業費を最終精査し、減額となったものでございます。

議案関係参考資料46ページには事業概要を記載しております。事業概要につきましては変更がございませんので、説明は省略させていただきますが、木造2階建て6戸、平家2戸、合わせて8戸を整備しているものでございます。

変更の主な要因につきましては、47ページに記載のとおり、タイプ別の戸数の変更や地盤改良の取りやめ、各種仕様変更などが主な変更内容でございます。

48ページ以降には、配置図、平面図等を添付しておりますが、さきにお示したものと変わ

っておりませんので、参考までにごらんいただきたいと思ひます。

以上、議案第128号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第128号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 1 2 9 号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更
について

日程第 1 0 議案第 1 3 0 号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第 1 1 議案第 1 3 1 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会
共同設置規約の変更について

日程第 1 2 議案第 1 3 2 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同
設置規約の変更について

日程第 1 3 議案第 1 3 3 号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第129号宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更についてから日程第13、議案第133号宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてまで。

お諮りいたします。以上本5案は、関連がありますので、一括議題としたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本5案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は、1案ごとに行ひます。

職員をして本5案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第129号宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更について、議案第130号宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第131号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について、議案第132号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について及び議案第133号宮城県市町村自治振興センター規約の変更について、ご説明申し上げます。

本5案は、平成28年10月10日から黒川郡富谷町が富谷市となることに伴い、本町が加入しております各組織において構成団体の名称を変更するため、規約を変更することについて、それぞれの団体ごとに議会の議決を必要とするものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 議案第129号から第133号までの細部説明をさせていただきます。

ただいま町長提案理由で申し述べましたとおり、本年10月10日から富谷町が富谷市へ市制施行することに伴いまして、県内各団体で構成している一部事務組合等の規約に規定してある構成団体名の名称を改正するために、地方自治法の規定に基づきお諮りする内容でございます。

説明は議案関係参考資料を用いて行います。

順を追って行いますので、まず53ページをお開きください。

初めに、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合、これは消防団員の公務災害の補償や退職報償金の支給を業務とするいわゆる一部事務組合でございます。現行では10市21町1村の32団体で構成されております。団体数は変わりませんが、改正後は下線部に記載のとおり、富谷町が富谷市へ移行することによって11市20町1村の構成へと切りかわります。

次に、55ページをごらんください。

宮城県市町村職員退職手当組合は、現行12市21町1村15組合の49団体で構成されております。同様に富谷町の市制施行によって改正後は13市20町1村15組合での構成に切りかわります。

続いて、57ページをお開きください。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会、これは非常勤職員の公務災害補償等の認定を業務とする機関でございますが、10市21町1村18組合の50団体で構成されております。この規約においては、富谷町が富谷市へ改正されるほか、吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合の構成団体に富谷町が含まれておりますことから、改正後は吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合に名称が変更となります。参考までに、この組合は、現行では大和町、大郷町、富谷町、松島町、大衡村、大崎市、東松島市で構成されております。

次に、58ページをお開きください。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会、これは前議案の公務災害補償等認定委員会の認定に対する不服申し立ての審査を行う機関でございますが、構成団体及び改正内容につきましては前議案と同様でございます。

最後に、59ページをごらんください。

宮城県市町村自治振興センター、これは仙台市を除く県内の34団体で構成された一部事務組合でございます。市町村職員の研修事務を業務といたしてございます。この規約については、第4条において事務所の位置を富谷町から富谷市への改正となっております。また、あわせて、今般、附則の第2項を削除いたしてあります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 非常勤の消防団員、この条例ですか、規約の変更ということで、これはいいんですけども、現在の我が町の消防団員の充足率とでもいいですか、何名ぐらいになっておるのか、十分間に合っているのかどうか、その辺のところ。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤修一君） 消防団員の現状につきましては、本年4月1日現在で504名となっております。充足率につきましては、震災後、若干、団員の減少傾向にございますけれども、一定程度確保できているというふうには思っております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「率」の声あり）危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤修一君） 充足率につきましては、定数に対しましては、定数が630でありますけれども、80%ほどになっております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） なぜこういう質問をするかといいますと、先般、総務常任委員会で防災

関連の研修に行っていました。玄海町、行政報告、所管事務の報告にあったとおりでありまして、玄海町の充足率は100%で日本一だというお話がありまして、その要因は何かと聞いたところ、町の職員が皆消防団員になっているということなんですね。

私も以前、震災前ではありますが、職員の消防団の条例なり規約なり規則なりつくるべきじゃないのかという質問をした経緯がありますので、その関係で今お話をさせてもらっているわけですが、この大震災3・11で、あのときに職員が消防団であったならということであれからずっと考えておったわけです。これほどまでの、これほどまでというか、あれほどまでと言ったほうがいいのか、職員の犠牲者が出なかったのではなかろうかなという思いがしております。今後、有事の際の職員の行動、活動、職員は職員としての行動はあるかと思うんですが、かといって消防団員だからといってその職籍を離れるわけではない、それはもう重々知っておるんですが、それぞれの立場あるいはまた消防団員としての立場も含めて動きなり行動なりできたのではなかろうかなと、そんな思いでいるわけであります。

したがって、今後、これは町長になるかと思うんですが、職員の消防団という考え方はどうなのか。当時、「私にはその考えはない」というお話があったんですが、5年前の3・11の震災を踏まえて考え方が変わってないのかどうかお聞かせいただきたい。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前段でお話をしておかなければいけないのは、ご案内のとおり、高台移転をして新しいコミュニティーあるいは地域ができていくということになりまして、前から消防団の方々にお話ししているんですが、消防団の再編はせざるを得ないということを含めて、それから定数をどうするかということも含めて検討せざるを得ないということでお話をさせていただいております。

そういった観点で、消防に職員をとということのお話でございますが、前に議員からお話があったときはそういうお話させていただきましたし、実は私、前に岩手県の藤沢町に視察に行った際に、藤沢町も職員の方々が消防団になっていらっしゃいます。そのときに、消防団員と職員の仕事の役割分担といいますか、そこが非常になかなか難しいと。いわゆる消防団になっていると職員の本来の職責といいますか、そういうことの問題もあるということでのいろいろ指摘もいただいた、あるいはご意見もいただいてまいりましたので、ある意味基本的には消防団員の充足率が足りないということになれば、今、議員がおっしゃったように職員の消防団ということについても検討せざるを得ないだろうと思いますが、現行の中で、これから再編をした中で、どのようにこれから推移をするかということをごはしっかりと見き

わめながらやっていきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第129号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第129号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第130号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第130号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第131号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第131号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第132号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第132号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第133号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第133号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、教育長佐藤達朗氏より退席の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔教育長 佐藤達朗君 退席〕

日程第14 議案第134号 教育委員会教育長の任命について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第134号教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第134号教育委員会教育長の任命についてご説明申し上げます。

本案は、教育委員会教育長佐藤達朗氏の任期が本年11月18日をもって満了することから、引き続き同氏を教育委員会教育長として任命したいため、議会の同意をお願いするものであります。

佐藤氏は、平成23年10月から4年11カ月、教育委員会教育長として本町の教育行政にご尽力を賜ってまいりました。住民及び教職員からの信望も厚く、温厚、明朗で高潔な人格は教育委員会教育長として適任であると考えておりますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対し反対討論の発言を許します。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論の発言を許します。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 本案に対しまして賛成の立場から発言をいたします。

私も長い間、おかげさまで議員をさせていただいております。数多くの教育長を見てまいり

ました。佐藤教育長、今度任期で再提案ということではありますが、私は、教育長といたしまして最適者と思います。したがって、本案に大賛成をするものであります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

これより議案第134号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。佐藤教育長が着席いたします。

〔教育長 佐藤達朗君 着席〕

○議長（星 喜美男君） 教育長佐藤達朗氏に申し上げます。議案第134号教育委員会教育長の任命については原案のとおり可決されましたので、通知いたします。

日程第15 議案第135号 平成28年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第135号平成28年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第135号平成28年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、学校給食センター災害復旧事業や水尻ふ化場災害復旧事業、気仙沼本吉広域消防歌津出張所建設負担金など災害復旧費や復興費を中心に、緊急性、特殊性のある事業に係る所要額を計上したところであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、議案第135号の一般会計補正予算（第2号）の細部説明をさせていただきます。

改めて予算書の2ページをごらんいただきたいと思います。

今回第2号ということで、現況の予算に27億9,888万5,000円を追加して予算総額を613億1,552万4,000円とする内容です。

前年同期の9月補正予算と比較いたしますとプラス2.7%、額にして16億2,000万円ほど追加されている予算でございます。また、予算総額をいわゆる震災復興分と通常分に分類いたしますと震災復興分が528億3,000万円、全体の86.2%、通常分が84億8,000万円、13.8%となります。性質別には、予算総額のうちいわゆる普通建設事業費や災害復旧事業費などのハード事業と言われるものにつきましては全体で465億3,000万円、75.9%をハード事業が占めております。

6ページをごらんください。

第2表の債務負担行為補正でございます。今回追加といたしまして、震災復興祈念公園整備事業1件追加してございます。内容は、都市公園の整備とメモリアルゾーンの整備に係る事業でございます。28年度から30年度まで限度額7億7,500万円としてございますが、現計の予算に500万円計上してございますので、全体事業費としては7億8,000万円という形になります。

7ページをごらんください。

第3表地方債補正、今回追加で文教施設災害復旧事業として3億380万円計上してございます。内容は、新しい学校給食センターに係る財源でございます。合併特例債を予定してございます。充当率95%という形になります。事業内容につきましては、歳出でご確認いただきます。

次に、執行予算の説明に移ります。

11ページ、歳入からご説明いたします。

9款地方交付税、今回震災復興特別交付税を5億5,810万円追加してございます。内容は、復興事業並びに災害復旧事業等の補助裏の財源として計上してございます。

13款国庫支出金、災害復旧費国庫負担金で1億7,266万9,000円、これはただいま申し上げました学校給食センターの災害復旧費の部分の補助金になります。補助率は3分の2でございます。13款2項国庫補助金、総務費国庫補助金で総務費管理費補助金1億6,434万7,000円、第15次の東日本大震災復興交付金でございます。全額、一度基金のほうに積み立てを行います。2項民生費国庫補助金の社会福祉費補助金、2件目に被災者支援総合交付金、マイナス1億5,000万円です。この事業につきましては、国の国庫補助金から県補助金にメニューが切りかわっていることによりまして、12ページの上段、民生費補助金県補助

金の社会福祉費補助金に同額の1億5,000万円、被災者支援総合交付金として計上させていただいております。

12ページの4項農林水産業費県補助金、農業費補助金の中に、青年就農給付事業補助金として225万円計上してございます。新規就農として認定予定、これは3名予定してございます。1名当たり75万円の補助金でございます。歳出でも出てまいります。

15款財産収入、不動産売払収入で今回素材生産売払収入1,431万7,000円計上してございます。歌津の石泉地区及び志津川の立沢地区の約11ヘクタールに係る杉とアカマツの素材売払収入でございます。最下段に総務費の寄附金として、まち・ひと・しごと創生寄附金として1,000円、存置で計上させていただきました。企業版ふるさと納税の事業ということで、さきの補正予算で既にブランド化推進事業ということで約2,800万円の予算を計上してございます。これから各企業に折衝いたしまして、この財源を確保すべく存置科目として計上させていただきました。

13ページをごらんください。

災害復旧費寄附金として4,000万円、ドイツ赤十字寄附金、これは日本赤十字経由でドイツの赤十字から4,000万円歳入されます。戸倉公民館の建設事業支援としていただいております。

17款繰入金、復興交付金、地域復興基金、財政調整基金からそれぞれ事業基金として繰り入れてございます。繰り入れ後の現在高でございますが、復興交付金につきましては165億円、地域復興基金は10億円、財調につきましては80億円となります。今回、財調に6億6,000万円繰り入れてございますけれども、そのうち4億円につきましては後ほど歳出で登場してまいります水尻川のシロザケのふ化場の整備事業、これに4億円充当してございますが、この4億円につきましては、事業を完了後、これは次年度になりますけれども、県のほうから移転補償費として4億円頂戴する予定でございますので、とりあえずこの部分には肩がわりをしておくということで財調から繰り入れてございます。

14ページの中ほど、雑入、災害復旧費雑入で4,023万5,000円、内容は二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金とございます。これは、新しい庁舎を整備してございますけれども、地中熱の交換器、ボーリングしてそこに機械を入れるわけなんですけれども、その整備事業に対する補助金ということで、公益財団法人日本環境協会からいただく財源でございます。事業費の3分の2程度を寄附金として頂戴いたします。補助金です、失礼しました。

続いて、歳出に入ります。15ページをごらんください。

2款総務費の12目まちづくり推進費で今回積立金344万円、ふるさとまちづくり基金でございます。いわゆるふるさと納税の部分の積み立てになりますけれども、27年度に積み残しした分がございましたので、いただいた寄附金の積み残し分を今回340万円ほど基金のほうに積み立てます。参考までに、27年度の寄附金の総額は3,980万円ほどございました。件数で267件でございました。ふるさとまちづくり基金につきましては、これの積み立てを行いますと現在高で8,600万円ほどになります。

16ページ、中ほどに、民生費の介護保険費、19節負担金補助及び交付金に92万7,000円、介護ロボット導入事業補助金とあります。これはいわゆるセンサーつきベッドを整備する内容です。移動とか徘徊等によってベッドから離れるとセンサーが感知して事業所に通報する仕組みとなっているシステムです。今回、歌津つつじ苑のほうに2台、補助金として支出する予定でございます。

17ページをごらんください。

上段、8目放課後児童クラブ費、補正額で2,600万円ほど計上してございます。工事費に2,650万円ございますけれども、説明欄に志津川小学校教室改修工事とありますが、これはいわゆる志津川小学校の空き教室を改修して放課後児童クラブを来年4月から開設するための工事費でございます。

その下、4款衛生費の2目予防費13節委託料108万円、予防接種委託料とあります。本年10月から定期接種となりますB型肝炎の予防接種分、予算計上してございます。対象が平成28年4月から29年3月生まれの方60人を見込んでございます。

18ページ、5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金補助及び交付金225万円、歳入でご説明申し上げましたが、青年就農給付金として新規就農者に対し3名75万円ずつを予定してございます。18ページの最下欄、林業振興費13節委託料170万円、森林機能管理事業委託料、松くい虫対策で皿貝地区と吉野沢地区、あと支障木処理としてひころの里と童子下の地区を予定してございます。

19ページをごらんください。

3項水産業費2目水産振興費19節負担金補助及び交付金2,000万円、宮城県漁業協同組合施設整備費等補助金としてございます。これは漁協の志津川支所と歌津支所の建設に係る補助金ということで、宮城県から45%の補助、漁協も45%負担するというので、残りの10%相当を町から事業費補助金として支出する予定でございます。3目漁港管理費19節負担金補助及び交付金900万円、県営漁港機能保全事業負担金とあります。泊浜と志津川、この2つの漁

港の保全計画を策定する県営事業に対する負担金です。町の負担金の率は15%でございます。4目漁港建設費13節委託料3,500万円、海岸防潮堤設置工事設計業務委託料、15節の3,500万円を減額してこちらに計上してございますが、この内容につきましては、黒崎地区、今野議員からよく質問ございますけれども、黒崎地区の完成している部分から未整備区間が約240メートルあります。水産庁からこの部分の整備について新たに新規事業として採択されたものですから、今回設計業務を行いまして、平成31年度までの間に施設整備をこれから行っていく予定でございます。

19ページの最下欄、観光振興費の25節積立金47万6,000円、観光振興等基金とあります。先ほどと同様に27年度に収納いたしました入湯税の積み残し分、これを観光振興基金へ積み増しする内容でございます。積み立て後の現在高は4,000万円になります。なお、入湯税の27年度の収入は597万6,000円ございました。

20ページの7款土木費、道路橋梁総務費19節負担金補助及び交付金200万円、三陸縦貫自動車道整備促進期成同盟会負担金、これは今後開通が予定されております町内4カ所のインターの開通式等の費用を期成同盟会のほうに送って、期成同盟会主催で開通式のイベント等を行う予定にしております。2目道路維持費15節工事請負費300万円、町道道路照明設置等工事とあります。鏡石、袖浜、吉野沢地内の道路照明灯3基予定しております。その下の道路新設改良費の委託料300万円、用地比準算定業務委託料とあります。平磯線と蒲の沢2号線の用地比準算定を行う予定でございます。最下欄の工事請負費500万円、町道新設改良工事につきましては、並石線の舗装工事、名足小学校線の拡幅と舗装工事を予定しております。

21ページをごらんください。

8款消防費の常備消防費19節負担金補助及び交付金9,033万8,000円、気仙沼本吉地域広域行政事務組合負担金とあります。南三陸消防署歌津出張所建設に伴う負担金でございますが、この財源につきましては100%震災復興特別交付税で措置されております。

23ページをごらんください。

10款災害復旧費の農業施設災害復旧費15節工事請負費300万円、農業施設災害復旧工事とあります。農道田の浦線、復旧延長148メートルを予定しております。漁港施設災害復旧費の15節工事請負費3,500万円ありますが、これは寄木漁港、それと草木沢の船揚げ場の整備を予定しております。

24ページ、10款災害復旧費の文教施設災害復旧費に公立学校施設災害復旧費として今般新たに8億7,380万円、学校給食センターの災害復旧工事等の事業費を計上してございます。追加

資料で図面等を議員お手元に配付してございますので、私の説明の後に建設課長から学校給食センターの整備内容につきましてご説明申し上げます。

24ページの中ほど、10款災害復旧費の庁舎災害復旧費、工事請負費で6,100万円、庁舎地中熱交換器設置工事とあります。歳入でご説明した内容のとおり地中熱の交換器を今回整備する内容でございます。

12款復興費の復興管理費、積立金7億393万9,000円、歳入で受けました復興交付金、15次の部分につきまして積み立てする内容でございます。一番最下欄、地域復興費の19節負担金補助及び交付金500万円、住宅用太陽光発電システム普及促進事業補助金、防集団地の造成が進みまして、個人住宅の太陽光発電システムの普及が進んでおります。4月から7月まで計47件ございました。1カ月約12件のペースで補助金の支給をしてございます。年間約144件を見込むということで、今回追加補正いたしてございます。

25ページごらんください。

3目復興推進費25節積立金1,187万6,000円、震災復興基金、積み立てしてございます。積み立て後の現在高見込みとして10億3,000万円となる見込みでございます。12款3項復興農林水産業費に水産業共同利用施設復興整備事業費として、補正額で4億7,900万円ほど計上してございます。水尻川のシロザケのふ化場の建設工事でございます。歳入で若干触れましたけれども、今回事業費を計上してございます。旧ふ化場から北西方向に約80メートル移動して施設整備する予定でございます。4項復興土木費7目都市公園事業費13節委託料500万円、都市公園整備事業業務委託料、債務負担行為で説明した内容で今回500万円を業務委託料として予算計上いたしますが、内容につきましては、既存障害物の撤去、それと転圧費用等を予定してございます。

最後、26ページ、復興地域づくり加速化事業費13節委託料のうち建設発生土破砕業務委託料で1億7,600万円計上してございます。URへ業務委託する内容でございますけれども、助作地内で破砕機の設置、それと破砕ヤードの整備を行う事業内容でございます。効果促進事業を予定してございます。

私からの説明は以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、給食センターの部分について、改めまして私のほうからご説明申し上げたいと思います。

後で追加配付いたしました資料をお開き願いたいと思います。

給食センターの建設につきましては、災害復旧事業で行うものでございます。建設場所につきましては、1 ページ目の左の下段に位置図が載っております。現在工事中でございます。中央団地の国道45号と町道志津川縦断線の交差点付近に設置をする予定でございます。

なお、図面の中で志津川小学校と志津川中学校の位置が取り違えてございますので、ご訂正をお願い申し上げたいと思います。大変申しわけございません。志津川小学校と書いてあるところが志津川中学校でございまして、その下の志津川中となっている部分が志津川小学校でございます。ご訂正をお願いいたします。

今回の給食センターの建設に当たりまして、まず第一に子供たちの食の安全ということを念頭に作業を進めてございます。ご存じのように、給食で一番怖いといえますか、注意しなければならないのは当然ながら食中毒の発生でございます。これまでの給食センターにつきましてはウェット方式と言われているものでございまして、食中毒の細菌が繁殖する条件が3つあるようでございます。1つは適度な温度、もう一つが適度な湿度、それと栄養となっております。ウェット方式ですとどうしてもこの3つをなかなか防ぐことが難しいということでございますので、今回のセンターにつきましてドライ方式を採用させていただいております。作業の違いといたしましては、これまで消毒等につきましては、釜にお湯が沸いていますので煮沸消毒が主でございました。当然これによって湿度が上がるということと室内の温度が上がるということで、当然ながら先ほど申した細菌の繁殖ができそうな条件となるわけでございます。

2 ページ目をお開き願いたいと思います。建物の詳細図でございます。

建物につきましては、鉄骨一部2階建てでございまして、面積が877.01平方メートルでございます。265.8坪になります。

先ほど申したとおり食中毒の発生リスクをなるべく抑えたいということで、全ての動線が重ならないような配置となっております。まず食材でございますけれども、一番左の部分にトラックの絵が描いて食材となっております。ここのプラットホームで受けたものをそれぞれ野菜と魚肉の受け入れ室に分けて、そこからそれぞれの下処理場へ向かうようになってございます。その後、下処理場から直接中央にあります調理室に向かいまして、そこで調理されたものがコンテナプール、その右側でございますが、そこから今度配送先、その上になりますけれども、またトラックの絵が描いて配送となっております。ここから各学校に送られるようになります。そして給食後、今度はその隣にまたトラックの絵がございまして、回収となっております。ここで食器等を受け入れて、その下の部屋で洗浄し、これまでですと

そのままその部屋に置くわけですが、一番下にコンテナ保管庫というのがございます。ここで乾燥と殺菌を行い、菌の繁殖を防ぐというようなシステムになってございます。

次に、2階につきましては、主に職員の休憩所、それから会議室等の配置でございます。

それから、後ろに立面図等が載っておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

甚だ簡単でございますけれども、以上で細部説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。1 番後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） 2点ほどになるかなと思いますが、ちょっとページ後ろのほうから、24ページなんですけど、確認というか、ちょっと私が聞き漏らしたのかなと思ったんですが、基金に7億円の復興交付金基金の積み立てがありますね。これの歳入との額の整合性というか、先ほど歳入でのご説明ですと、11ページになるかと思うんですが、1億6,400万円の第15次の復興交付金の配分があったというお話でしたが、7億円になってますので、ちょっとすいません、私が聞き漏らしたのなら申しわけありませんが、その基金の積み立てにどのような状況の変化があるのかということをお伺いしたいなと思います。

関連してというか、平成28年度で、今後、復興交付金であるとか復興財源ですね、復旧・復興工事に係る財源というものはどんどん変化していくものというふうに、来年以降は変化していくのかなと思いますが、その辺、決算の議会でもありますので、その中でも触れようと思いますが、現在の見通しですね、どのように今後推移していくと捉えておられるのか、担当課長としてのお考えをちょっとお伺いしたいなと思います。

それから、戻りまして6ページになるのかなと思うんですが、債務負担行為なんですけれども、関連してというか、復興祈念公園の整備事業であると、7億7,500万円ですね。これは私が一般質問等でもいろいろ細かく公園の中はどのような設計になっているんだとか、こういう意見があるけれどもどうなんだということは、この場でも申し上げてますし、直接課長とか皆さんに町民の声としてご意見とか私が知り得る情報をお届けしている部分でもありますが、その予算を先に示されますと、予算が決まっていますから、後で公園の設計の変更はできませんとか工期の延長はできません、そういうお得意の手を使われる危険性というか、可能性があるのかなと思ってまして、もちろんある程度の同意、説明会もありましたから、ある程度

の合意形成というのは成ってるものとも思いますが、とはいえ、前回のあれはいつでしたか、いつだったか思い出せないぐらい前だったと思うんですが、説明会があって、私も参加しましたが、その後、私がいろいろ質問した際には「しっかりとその説明会等も行っていきたいんだ」というようなお話がありました。その説明会が行われてないのにこういう予算だけ計上されると非常に不安になりますので、今どのような進捗なのか教えていただければと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 説明が不完全で大変申しわけございませんでした。

歳入では1億6,400万円、これはまさに第15次で決定した財源ということで国庫補助費で計上いたしましたけれども、歳出の積立金で7億円ということで、約5億4,000万円の開きがあるんですけれども、これについては27年度中に繰り入れた復興交付金、結局、事業完了後、予算に戻せなかったということもありまして、そのまま繰り越した状況下であって28年度に送られていますので、今回そこを整理して5億4,000万円についても積み戻すといった形をとらせていただいた内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 祈念公園の進捗状況ということでお答えさせていただきます。

昨年12月に祈念公園の説明会をベイサイドアリーナで開催いたしました。町民の方からの意見、まち協からの意見等々ありましたので、それに基づいて詳細設計をやっているところでございます。その間にいろいろな方からご質問いただきまして、「説明会やるんですか」とかいう話があったんですけれども、来月10月5日にこの大会議室におきまして説明会をすることとしてございます。そのお知らせにつきましては、9月15日の全町民にお配りする冊子に掲載いたしましてお知らせをするということとなっておりますので、10月5日に詳細設計を進めている中での説明会をさせていただきたいと思っております。

それと、今後のスケジュールでございますが、今案の補正予算に平成28年度予算として500万円と28年から平成30年度までの債務負担行為といたしまして7億7,500万円ほど計上させていただきました。ことしの予算500万円分につきましては、国道45号とか県道志津川登米線に排水溝、管理者のほうで設置するんですけれども、そのすぐ脇に公園のほうで盛り土をする予定となっておりますが、今現在高さが、盛り土してませんので低くなっております。側溝がつけられないよという話もありますので、そこは管理者と一緒に盛り土をさせていた

だきたいと思っております、とりあえず今年度中にやらなければいけない分、500万円を平成28年度に計上させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 私から復興交付金の状況と今後の見通しについて答弁いたします。

復興交付金事業全体で大体1,020億円と見込まれてございます。今現在、交付金の基金は、要は財布の中に入れて使うことと、使い残したものはまた年度末に財布の中に戻すと、そういうやり方をしてございます。その基金の残高が435億円でございます。それから、これから新たに発生するハード事業というのは大きなものはございませぬ。ただ、防集事業あるいは災害公営事業の小さなものについても、数億単位では発生をいたしますけれども、ほぼこれで大きなものについては収束というふうな見方をしてございます。

なお、本日、第15次の復興庁の策定支援が行われているところでございます。

それから、430億円ぐらい交付金に今あると。この基金の行き先でございませぬけれども、一番やはり大きいのが災害公営住宅の整備費用、これに95億円ぐらい出ていく予定でございませぬ。ただ、95億円分の工事が残っているということではなくて、まだ支払いが済んでいないもの、そういったものがございませぬし、これから工事の完成に伴って支払いが発生するというような意味合いでのことでございます。それから防集関係で約30億円と見積もってございませぬ。それから津波復興拠点事業で25億円ぐらいだろうというようなことでございます。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） まず歳入歳出のお金のやりとりの話からなんですけれども、私なんぞに言われなくても重々ご承知だと思うんですけれども、いただいたものを基金に入れて、必要なときに出して使うというのは一見わかりやすいようでもありますけれども、だから補正も年に何回も出てきます。我々もその都度、議場でその審議に臨むに当たって、細かい数字までやはり全て記憶するというのは当然不可能だと思いますが、全体として、全体像がどんどん見えなくなってくるということがまず一つあるのと、その分、管理が難しくなってくる、出したんだっけ、出してなかったんだっけと。やりとりしている中でも積み残しとか、別にそれは、ただ、何でしょう、基金から引き出すのを、積み込むのを忘れてしまったとかそういうことではなくて、手続上時間がかかるとか協議を要するものがあってタイミングがずれるということなんだろうとは思ってますけれども、それを今まで経験したことのない予算規模で行われているわけですので、そこの管理ですね、いま一度しっかりとさせていただく必要

があるのかなと思って、先般も町長が陳謝する事態になったこともありますから、それとこれとは話が別でしょうけれども、このタイミングでどこかで気を引き締めていただく必要があるのかなと思ってるんです。

そのタイミングというのが、今、企画課長のほうからお話ありましたけれども、全体像が見えてきたところ、もう今後大きい買物というか、出入りがなくなるんだろうねというタイミングで、その細かい数字まで捉えて、返すものは返す、使うものは使うということを仕分けしていかなければいけないんだろうと思いますので、その辺もう一度しっかりしていただくということと、できる限り町民の皆さんにはわかりやすくその辺伝えていく必要があると思いますので、そのご努力もぜひお願いしたいなと思います。その辺、現時点で考えていることがあれば答弁の中でお答えいただきたいなと思います。それがまず1点目。

公園のほうですけれども、お話の中で10月5日に公園の説明会をするということでした。私は、何でしょう、町民に対して説明せいと、わかりやすく言えと、今もまさに言ったばかりですけれども、そればかりでもいけないというか、聞く側も意見があるなら持ってこいよという話だと思うんですよ。その説明会で聞くばかりじゃなくて、そこに対して私はこういうふうに思うんですけれどもということを持ってきて、そこで説明会というからには計画されている側からの説明が一定程度あるんでしょうけれども、それに対してここはこうしたほうがいいんじゃないかとか、こういうところはどうなっているんだということをちゃんと意見として持っていけるように、であるから町民の皆さんの側には準備する時間もある程度欲しいなど、説明会のたびに思うんですね。であるので、9月15日に皆さんにお知らせするということですので、できれば一定程度その場面に過去のお示しした図面であるとか、もしくは、こういう状況で進んでいく予定ですが、10月5日に説明会を開きますと、そのときに何か意見があれば持ってきてくださいというような説明会のあり方というのが理想なのかなと思うんですね。そこを今からできるのかどうかということはわかりませんが、その辺のご努力もいただきたいし、我々も皆さんにそういった土壌、空気を醸成できるような取り組みというものも必要だろうと思ってます。

その上でもう1点、予算、今年度は500万円ほど使って、残りは債務負担行為なんだということですが、先ほど予算の概要は出ているけれども、その細かい内容というのはある程度変更はきくんだよねということの確認だけ申し上げておきたいんですが、その辺いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 答弁がなかなか難解なんですけれども、復興交付金事業が創設されたときに、通常の事業体系とは違って100%財源保証されている事業ということで、その財源のメニューも、いわゆる国庫補助金と補助裏分については震災復興特別交付税で制度設計されているということで、財源を先にいただいて事業を進行しているわけなんですけれども、例えば予算に10億円の事業を計上して、実際使ったのが8億円だったということになると2億円、財源が余る形になりますね。その2億円がどういう形になりますかという、地財法によって半分は繰越金、半分は財調に積むといったことで、復興交付金、補助金の部分も財調に積んでしまっているということで、いわゆるそれが塩水の部分という形になるんですけれども、これが15次に至る復興交付金の中でずっと事業として進められてまいりました。1つの事業をとっても1次とか2次とか、その2つの補助金のメニューが一緒に合算されて事業が進行するという形で、非常にその精算の段階でも難解な状況になってます。

当然、後藤議員のご懸念の部分がありますので、これは財政担当としてもゆゆしき課題だと認識しております、ただいま企画課長が答弁した内容にもありますとおり、一定の時間がたっておりますので、改めてその1次の復興交付金の状況にフィードバックして全事業をもう一度精査し直さなければいけない時期に達してございます。これからやるのがちょうどそのいい時期でございますので、しっかり、主管課もそうですけれども、財政担当とあわせてこの検証は早急にやっていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 公園に関して2点質問をいただきました。

15日の配布物に対しまして図面等の提示とか、意見をいただきたいんですよというようなことを間に合うのであればということでございました。その辺については、関係課とちょっと協議をさせていただきたいと思っております。

それと予算、10月5日の説明会において意見をいただいて、その内容でもしなかった場合に、予算、今回9月補正で計上させていただきましたが、それで大丈夫なのかという質問でございますが、今現在予算化しているものにつきましては、復興庁と協議させていただいた中でこういうものをお願いなんですということで認めてもらったものについて予算計上してございます。説明会の中で意見をいただいて、それが余り変わるようであればいろいろ復興庁等々関係機関と協議していかなければいけないとは思いますが、意見の内容によって予算の中でできるものであれば、今の計上させていただいた予算の中で対応してまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 先ほど総務課長がおっしゃった話に関しては、今、精査を始める時期だろうということですから、しっかりやっていただきたい。塩水と真水ね、私よく言いますけれども、第1次塩水と第2次塩水といろいろあるということですよ。だから、どこまでが第3次で、どこまでが第15次なのかという塩水もしっかり真水にして、返すものは返していただきたいなと思います。

公園のほうですけれども、例えば配布物が無理であれば町のホームページで公開するとかいうことだってできると思いますので、そこも含めて、要は説明会がアリバイづくりになってはいけないだろうと思うんです。説明でもあり、そこで全てが決まるというわけではありませんから、当然そこで出た意見というのは参考にします程度であるということはもちろんある程度しようがないことだと思うんですけれども、予算がこれだけあるんですと、締め切りがこういうことなんですという、その時間とお金をある種握っている側が一方的な説明となると、やはりそこにはしこりが残る可能性がありますので、なるべく公開で手の内をさらけ出してお互いに話し合えるような環境づくりに努めていただきたいなと思います。

終わります。

○議長（星 喜美男君） お諮りいたします。

本日は議事の関係上これにて延会することとし、明9日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明9日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後2時25分 延会

